

JNB-toto特約 新旧対照表

旧	新
(約款等の準用) 第1条 1.JNB-totoの利用にあたり本特約に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款およびスポーツくじチケットについてセンターが定めるすべての約款、規定等（あわせて以下「スポーツくじ約款等」といいます。）およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号、その後の改正を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号、その後の改正を含む。）および関係政省令その他スポーツくじチケットに係る法令（あわせて以下「関係法令」といいます。）が適用されます。スポーツくじ約款等、関係法令および本特約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規定、規則等にしたがうものとします。 2.お客さまは、本特約、スポーツくじ約款等および関係法令を確認し、これに同意のうえ、JNB-totoを利用するものとします。なお、お客さまがJNB-totoを利用した場合、お客さまは、本特約、スポーツくじ約款等に同意したものとみなします。	(特約等の準用) 第1条 1.JNB-totoの利用にあたり本特約に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款およびスポーツくじチケットについてセンターが定めるすべての約款、規定等（あわせて以下「スポーツくじ約款等」といいます。）およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号、その後の改正を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号、その後の改正を含む。）および関係政省令その他スポーツくじチケットに係る法令（あわせて以下「関係法令」といいます。）が適用されます。スポーツくじ約款等、関係法令および本特約に定めのない事項については、当社が別途定める預金口座取引一般規定その他の規定、規則等にしたがうものとします。 2.お客さまは、本特約、スポーツくじ約款等および関係法令を確認し、これに同意のうえ、JNB-totoを利用するものとします。なお、お客さまがJNB-totoを利用した場合、お客さまは、本特約、スポーツくじ約款等に同意したものとみなします。
(新設)	(特約の変更) 第17条 1.本特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2.前項の変更は、変更を行う旨、変更後の特約の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3.前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。
(合意管轄) 第17条 本特約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	(合意管轄) 第18条 本特約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。